

高知県立高岡高等学校 部活動方針

学校教育目標

安心して教育活動が行える環境のもと、生徒の生きる力を育み、自ら考え行動できる能力を育成し、将来にわたって地域・社会に貢献できる人材を育成する。

部活動の活動方針

- 1 スポーツや文化活動を通して、豊かな人間性やたくましい心身の育成を図る。
- 2 競技力や表現力の向上を目指し、活動を続けることにより、達成感や充実感を味わう。
- 3 同じ目標を持った異年齢集団（チーム）での活動を通して、社会性や道徳心を身につける。

基本的事項

1 運営に関すること

(1) 部活動の設置について

- ア 本校の教育活動の中に部活動及び同好会活動を設置する（詳細は、別に定める）
- イ 各部活動（同好会）の目標に沿って年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。
- ウ 部活動全体の推進を図るため、部活動総括担当者を文化、体育それぞれに置く。

(2) 指導体制について

- ア 顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
- イ 専門性を有した外部指導員の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。

(3) 顧問会議・部長（キャプテン）会議について

- ア 顧問会議・部長（キャプテン）会議は公用に応じて適宜開催し、各部の現状や課題を共有し、活動についての共通認識を図る。

(4) 家庭・地域との連携について

- ア 保護者会の開催等により、保護者と顧問との連携を図る。

(5) 研修について

- ア 県や各団体が主催する研修会等に積極的に参加し、顧問としての資質の向上につなげる。また、得られた情報は顧問会等で情報共有し、職員全体の資質の向上にもつなげる。

(6) 部費や集金の取り扱いについて

- ア 管理職や事務職等の指導を受け、出納簿の作成や監査等、適切に取り扱う。

2 活動に関するこ

(1) 施設や用具に関するこ

- ア 使用した施設、用具の整頓・清掃、部室の管理等は顧問が責任もって行う。

イ 施設の破損、汚損等がある場合には、顧問は速やかに管理職に報告すること。

(2) 事故防止や安全対策

ア 事故には十分に注意し、怪我がおきた場合は危機管理マニュアルに従って速やかに処置し、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。

イ 原則として、活動の際には顧問が監督する。

ウ 熱中症への対策

- ・ 活動前、活動中、活動後にこまめに水分・塩分の補給を行い、適切な休憩を入れる。
- ・ WBGT 31°C以上の場合は、活動中止の判断を検討する。

(3) 練習について

ア 顧問は年度当初に部活動年間計画を作成し、それに則った活動を行う。

イ 顧問は翌月の練習計画を学校長に提出し、承認を得る。

ウ 活動時間は、原則として平日2時間程度、休日3時間程度とする。ただし、以下の条件を満たした場合、平日3時間程度、休日4時間程度まで延長して行える。

- ・ 校長が学校経営上必要と認め、かつ、事前に生徒や保護者から同意を得た部活動であること。
- ・ 校長は、顧問等と連携しながら生徒の健康面等の状態を常に把握することとし、生徒の健康等を損なう可能性が認められる場合には、直ちに当該部活動全体の休養日の設定及び活動時間の削減等について適切な対応を図ること。

(4) 大会参加・対外試合・合同練習について

ア 大会参加・対外試合・合同練習については、事前に参加願を提出する。

イ 大会参加の回数は、生徒や顧問に過度な負担（肉体的・精神的・経済的）にならないように、県のガイドラインに準ずることとする。

(5) 適切な休養日の設定について

休養日については以下の点を遵守する

- ・ 少なくとも週1日以上の休養日を継続的に設定する。
- ・ 定期試験発表中、試験中は原則部活動は行わない。大会が近い等の理由で練習を行う場合には学校長の承認を得、全職員に周知しておく。なお、その場合でも1時間程度を上限とする。
- ・ 長期休業中には一定期間オフシーズンを設定する。
- ・ 上記の3点による休養日は、年間を通じて週2日以上の割合になるように、計画的に設定する。